

国立高度専門医療センター関係について

平成18年3月16日

厚生労働省

国立高度専門医療センター関係

検討の方向

I 非公務員型独立行政法人へ移行すること。

検討結果

1. 国立高度専門医療センター（以下、「ナショナルセンター」という。）については、以下のような基本的考え方のもとで、これまでナショナルセンターが担ってきた役割・位置付けを充実発展させ、これにふさわしい法人形態を検討しつつ、必要な制度的・財政的措置を講じた上で、『非公務員型独立行政法人』とすることを検討。
この場合、国家公務員の定員については、相当数を削減の方向。
（平成17年度末現在における国立高度専門医療センターの定員：5,629人）
2. ただし、以下のようなナショナルセンターとして国民から期待される機能を充実強化するための諸条件が担保できない場合には、ナショナルセンターを『非公務員型独立行政法人』とすることは困難。

【基本的考え方】

1) ナショナルセンターは、国民の健康に重大な影響がある、がん、心臓病等の疾患に関して、次の重要な役割を担っている。

- ① 高度先駆的医療の研究開発
- ② 高度先駆的医療の標準化・均てん化
- ③ 人材育成
- ④ 国民・患者への情報提供

この機能を実現するためには、国の医療政策と一体となって推進しなければならない。

また、ナショナルセンターは、国際的感染症等に対する国家危機管理と、アジアを中心とする国際医療協力に関する中核的な機能を併せて担っている。

2) 今後少子高齢化が急速に進行する中で、国民の医療に対する安心と信頼を確保しつつ、医療費の適正化を行うという観点に立って、質の高い医療サービスが地域ごとに適切に受けられる体制を構築するために、急性期から慢性期医療さらには在宅医療等まで地域において医療機関が適切に連携と協力しつつ効率的な医療サービスを提供するための医療制度改革が進められている。

こうした改革を進めるためには、ナショナルセンターの担う機能のうち、特に高度先駆的医療の開発等の機能を充実強化し、研究成果の早期の臨床応用及びその普及を推進しなければならない。

3) このような中で、ナショナルセンターの担う高度先駆的医療にかかる機能を充実強化していくためには、ナショナルセンターのもつ臨床応用研究と大学・民間企業のもつ基礎・実用研究との融合が求められる。

このためには、これらの機関との間で積極的な人材の相互交流と多様な民間資金の活用を可能とする必要がある。

しかしながら、この実現には、公務員制度や国の会計制度等が相当の制約となっている。

4) したがって、国の医療政策との一体性を維持した上で、こうした制約を克服して、ナショナルセンターの機能の更なる充実強化を図るためには、国の関与を残した形で、独立行政法人という新たな組織形態へ移行する。

【センターの役割・位置付け】

国は、国民の健康を守るために必要な医療水準を確保する責務を負っており、ナショナルセンターは、国の医療政策と一体となった国の責務を果たすために必要不可欠な組織である。

ナショナルセンターは、国民の健康に重大な影響がある、がん、循環器病などの特定の疾患について、安全管理、危機管理を含め、高度かつ専門的な機能を有する我が国の中核的かつ唯一の機関として、国民の健康を守るという使命を果たすために、次の機能を強化し、その実現を図ることが必要である。

1) 高度かつ専門的なナショナルセンター機能の充実強化及び時代の要請に迅速に対応できる体制の構築

(例)・新たな医療技術、医薬品・医療機器等の開発

- ・開発された医療技術・医療機器等及びシステムの評価及び標準化
- ・標準化された医療技術等の均てん化
- ・新たな医療技術開発のための全国的な基盤の確立

(* 臓器・遺伝子バンク等の各種バンク、各種ライブラリー、臨床試験推進のための基盤整備等)

2) 上記の施策を実現するために必要な人材育成と情報提供

3) 国際医療協力の推進

4) 医療システムや医療制度等の評価と、新たな知見に基づく新規施策や改善策の提言 (政策提言機能)

【法人の形態】

法人の形態は、国立高度専門医療センター法人法(仮称)^(※1)に基づく独立行政法人への移行を基本とし、ナショナルセンターごとに個別の法人とする。

(個別法人とする理由)

- ・各ナショナルセンターは、対象とする特定の疾患^(※2)をそれぞれ異にする高度かつ専門的な機能を有する我が国の中核的機関である。
- ・各ナショナルセンターはその役割・機能における共通性より、対象とする特定の疾患に対するアプローチや医療政策の推進方法等に著しい個別性があり、地域において質の高い医療サービスが適切に受けられる体制の構築を進めるためにも、各ナショナルセンターが有する機能を個別に発展させることが効率的かつ効果的である。
- ・ナショナルセンターの長は、一般的な法人の管理者に止まらず、特定の疾患に対する我が国の医療政策や危機管理などに精通した管理者が求められるが、ナショナルセンターが対象とする特定の疾患すべてに精通した一人の管理者を求めることは困難である。

したがって、すべてのナショナルセンターを一つの法人にすることは、医療政策の効率的な推進に支障を来し、現実的ではないことから、各ナショナルセンターは個別法人とする。

※1 「高度専門医療推進法(仮称)」に基づく法人という立法形式も併せて検討する。

※2 各ナショナルセンターが対象とする特定の疾患

がん、循環器病、精神神経疾患、感染症等の国際協力医療、成育医療及び長寿医療

(注) 国立国際医療センター国際医療協力局の業務の一部については、厚生労働本省に移管することを、引き続き検討する。また、国立精神・神経センターが担っている「医療観察法に基づく医療」及び国立国際医療センターが担っている「看護師の養成」に関する取扱いについては、引き続き検討する。

【制度的な措置】

- ① ナショナルセンターに、国の医療施策に関する企画立案に関し、厚生労働大臣に対して政策提言を行うことが出来る仕組みを構築すること。
- ② 厚生労働本省に、ナショナルセンターの政策提言を尊重し、医療政策を推進するために必要な体制整備を図るとともに、ナショナルセンターの政策提言の実現を図るため、ナショナルセンターの長が、国の企画立案に参画できる仕組みを併せて構築すること。
- ③ ナショナルセンターと厚生労働省又は大学、研究機関等を含めた幅広い人的交流を促進するための措置を講じること。
- ④ 国民の健康に重大な影響がある医療政策に対して、迅速かつ効果的に対応するため厚生労働大臣が、ナショナルセンターの業務に関して「中期目標」による関与とは別に、必要に応じて、業務の実施等を要求できる仕組みを構築すること。

【財政的な措置】

- ① ナショナルセンターにおける民間医療機関等においては期待できない高度先駆的医療の開発とともに、高度先駆的医療の標準化・均てん化、人材育成及び情報提供が阻害されないよう、運営費交付金や施設整備費補助金等の在り方を含めて検討し、ナショナルセンターの業務の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じること。
- ② 国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理について必要な措置を講じること。